

2007年1月31日
東京海上日動火災保険株式会社

火災保険の適正な募集態勢等に係る点検について

東京海上日動火災保険株式会社（社長 石原邦夫）では、2006年12月20日付金監第2806号「火災保険の適正な募集態勢等にかかる点検について（要請）」に基づき、本日、以下のとおり金融庁に報告しましたのでお知らせいたします。

1. 適正な保険料が算出されているかどうかの点検

(1) ALC構造・M構造・ツーバイフォー（2×4）構造建物および建物内収容動産に対する一斉確認調査

①対象範囲

住宅・一般・工場・倉庫物件のうち、下記に該当する契約を対象とします。

a. ALC構造

申込書の構造・用法欄に「ALC」、「コンクリート」等の記載があり、かつ構造級別がC・D構造または3・4級構造になっている契約。

b. M構造

個人財産総合保険・旧ホームガード保険・超保険で、A構造での共同住宅や共有部分ありの記載がある等、本来M構造料率（超保険はA構造（共同）料率）を適用すべきところ、誤ってA構造料率を適用している可能性が高い契約。

c. ツーバイフォー（2×4）構造

住宅物件・一般物件のうち、申込書の構造・用法欄に「2×4」、「ツーバイ」といった記載があり、C構造または3級構造で、省令準耐火料率が適用されていない契約。

②点検方法

該当契約について、物件の調査や契約内容の点検を行い、構造級別、保険金額および適用可能な他の割引等の再判定を行います。その結果、構造級別の誤りや割引の未適用等が判明し、保険料の過剰が生じていた場合には、確認書の取付けを行い、契約内容の訂正および差額保険料（利息を含みます）の返還を行います。

③点検完了予定

2007年3月末までに、点検を完了する予定。

(2) 更改時における保険料の適正性の検証

①対象範囲

今後満期を迎える全契約（住宅・一般・工場・倉庫物件）を対象とします。

②点検方法

今後満期を迎える全契約について、下記内容にて更改手続き時に点検していきます。その際、更改契約の適正な引受のみならず、過去の契約において、不備や疑問がないかも確認します。

下記点検により、過去の契約における不備が判明した場合、客観的に把握できる場合には、過去の契約についても、差額保険料の返還を行います。

a. 住宅物件および一般物件の併用住宅

満期更改時に、「ご契約いただく内容に関する確認書」（仮称）を用いて、適正な引受を行うべく、十分な点検を行います。

b. 前記 a. 以外の契約

満期更改時に、「契約内容チェックシート」（仮称）を用いて、適正な引受を行うべく、十分な点検を行います。

c. その他

住宅物件および一般物件（ご契約者が法人の契約を除きます）について、満期3ヵ月前を目処に、現在の契約内容と特に確認を要するポイントを記載したダイレクトメールをご契約者宛に送付し、注意喚起を行います。

③点検完了予定

2008年5月末完了予定。

(3)長期契約・自動継続契約に対する点検

①点検対象

上記(2)に該当しない全契約（住宅・一般・工場・倉庫物件）を対象とします。

②点検方法

対象契約について、始期応当月毎等に、現在の契約内容と確認を要するポイントを記載したダイレクトメールをご契約者宛に送付します。

ダイレクトメールを受けたご契約者からの申し出等により、契約における不備が判明した場合、契約内容の訂正および差額保険料の返還を行います。

③点検完了予定

2008年5月末完了予定。

2. 代理店等に対する指導態勢およびお客様への説明態勢の点検

現在当社では、業界共通の損害保険募集人試験、当社独自の研修制度、ハンドブック等による指導態勢を整備しております。また、お客様に対しては、分かりやすく説明するための募集ツールの作成や重要事項と注意喚起情報を分けて説明する態勢、適切な苦情対応を行う等による態勢を整備しております。今後、以下の点検により、これらの有効性、課題を確認し、態勢の改善に活かしてまいります。

<主な点検>

①社員・代理店へのアンケート等による営業の指導状況の点検や業務知識の確認

②火災保険に焦点をあてた苦情等の分析

③お客様に分かりやすくご説明するための募集文書の利用状況の点検

以上